

広島県告示第七百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市内海町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法	区域の表示及び法
寺山（一〇八五三一一）	急傾斜地の崩壊	寺山（一〇八五三一一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
馬場崎（一〇八五四）	急傾斜地の崩壊	馬場崎（一〇八五四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
寺山（二六二六一）	急傾斜地の崩壊	寺山（二六二六一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
寺山（三八五一）	急傾斜地の崩壊	寺山（三八五一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
小箱（三八五三）	急傾斜地の崩壊	小箱（三八五三）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
小箱（三八五三一一）	急傾斜地の崩壊	小箱（三八五三一一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
箱崎（三八四九）	急傾斜地の崩壊	箱崎（三八四九）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
箱崎二（六七八〇）	急傾斜地の崩壊	箱崎二（六七八〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
箱崎二（六七八〇一一）	急傾斜地の崩壊	箱崎二（六七八〇一一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法
幸崎（二八七八一一）	急傾斜地の崩壊	幸崎（二八七八一一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法	区域の表示及び法



小用地(二六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小用地(二六二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小畑(二六二一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小畑(二六二一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小畑(二六二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	小畑(二六二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大畑二(二〇八五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大畑二(二〇八五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大畑(二六二三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大畑(二六二三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大畑(二六二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大畑(二六二二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立畑川(八四〇一)	土石流	次の図のとおり	立畑川(八四〇一)	土石流	次の図のとおり
立畑川(八四〇二)	土石流	次の図のとおり	立畑川(八四〇二)	土石流	次の図のとおり
釜谷川(八四一)	土石流	次の図のとおり	釜谷川(八四一)	土石流	次の図のとおり
内浦川(八四二)	土石流	次の図のとおり	内浦川(八四二)	土石流	次の図のとおり
内浦川(八四二)	土石流	次の図のとおり	内浦川(八四二)	土石流	次の図のとおり
小箱川(八四四)	土石流	次の図のとおり	小箱川(八四四)	土石流	次の図のとおり
小畑川(八四七)	土石流	次の図のとおり	小畑川(八四七)	土石流	次の図のとおり
小畑川(八四七隣)	土石流	次の図のとおり	小畑川(八四七隣)	土石流	次の図のとおり
大畑川(八四九)	土石流	次の図のとおり	大畑川(八四九)	土石流	次の図のとおり
大畑川(八四九)	土石流	次の図のとおり	大畑川(八四九)	土石流	次の図のとおり
沖川(二二〇五)	土石流	次の図のとおり	沖川(二二〇五)	土石流	次の図のとおり

寺山川（五 一七五）	土石流	次の図のとおり	寺山川（五 一七五）	土石流	次の図のとおり
寺山川（五 一七五隣）	土石流	次の図のとおり	寺山川（五 一七五隣）	土石流	次の図のとおり
寺山谷川（ 八四二二）	土石流	次の図のとおり	寺山谷川（ 八四二二）	土石流	次の図のとおり
寺山谷川（ 八四二二隣）	土石流	次の図のとおり	寺山谷川（ 八四二二隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。